

児童手当制度改正手続き要否確認フロー

現在門真市から児童手当(特例給付)を受給していますか

はい

高校生年代(平成18年4月2日~平成21年4月1日生)の子を養育していますか

はい

高校生年代の子は算定児童として登録されていますか

はい

兄弟等(平成14年4月2日~平成18年4月1日生)がいて、その子を含めて3人以上を養育していますか

はい

手続き不要

兄弟等(平成14年4月2日~平成18年4月1日生)がいて、その子を含めて3人以上を養育していますか

はい

ア

「額改定請求書」をご提出ください。

いいえ

いいえ

イ

「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。

いいえ

高校生年代までの子を養育し、生計中心者の住民票は門真市ですか

いいえ

生計中心者の住民票がある市町村にお問い合わせください

はい

兄弟等(平成14年4月2日~平成18年4月1日生)がいて、その子を含めて3人以上を養育していますか

はい

ウ

「認定請求書」と「監護相当・生計費負担についての確認書」をご提出ください。

いいえ

エ

「認定請求書」をご提出ください。

(注) 高校生年代までの子と別居されている場合は、上記申請書とあわせて「別居監護申立書」を提出してください。